

**境港管理組合指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会**  
**異議申出に伴う再審査報告書**  
**(境夢みなとターミナル)**

令和6年11月14日

境夢みなとターミナルの令和7年4月1日から令和12年3月31日までの指定管理者候補選定について、令和6年10月9日付けで境港管理組合指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、審査結果を報告したところであるが、この審査結果通知に対し境夢みなとターミナルの指定管理者募集要項第7の5の規定に基づき異議申出がなされたことに伴い、審査・運営評価委員会において次のとおり再審査を行った。

**1 異議申出者**

KSF共同企業体 代表企業 株式会社きさらぎ 代表取締役社長 木村 光哉 氏

**2 異議申出のあった日**

令和6年10月15日

**3 異議申出の趣旨及び理由**

- (1) 指定管理候補者に選定された者の収支計画書に募集要項等に沿わない事項である「SOLAS 警備費」が計上されており、公募要件から逸脱している。
- (2) 運営評価委員会の評価結果(中間評価)が一般の審査でどのように反映されたのか不明瞭であり、公表を求める。
- (3) 指定管理候補者に選定された者の事業計画書に著作権を侵害している部分がある。

**4 再審査の結果**

当初の審査結果を変更しない。

なお、異議申出で指摘のあった事業計画書における著作権等に関する事項については、境港管理組合で判断すべき事項であるため、審査・運営評価委員会としてはこの審査結果に考慮していない。

- (1) 指定管理候補者の収支計画書に募集要項等に沿わない点があることについて

指定管理候補者の収支計画書に募集要項等で計上する必要がない SOLAS 警備費が計上されていた点については、当該事実を指摘し質疑を行った結果、誤りであり削除した上、ターミナル活性化に資する事業に活用する旨の回答を得ている。このことを踏まえて審査・評価されており、再審査による評価点の変更を要しない。

- (2) 運営評価委員会の評価結果(中間評価)に係る反映

中間評価結果は四捨五入したマイナス2からプラス2までの整数値として基礎点に反映させた上で評価とすることとした。このことに関し評価点に変更を要しない。

なお、この項目に関する評価点を公表するか否かは境港管理組合で判断すべき事項である。

**5 補足意見**

- (1) 指定管理候補者となった者の事業計画書の誤記載は、審査過程において削除する意向が示されていたに関わらず、提出された状態のまま公表したため、誤解を与える結果となっている。削除する意向が示されている点を付記した上で公表することが望ましい。
- (2) 審査書類の適法性の確保については、当該事実が事後に発見された場合も対処も含めて募集要項等で定めておくことが望ましい。